

23—07 P U D T

無 権 代 理

1. 代理権のないものがした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人（→23—01）が追認することができる（特 § 16②、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）。
 - (1) 手続をする者の代理人の代理権を証明するときは、書面をもって証明しなければならない（特施規 § 4の3、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。
 - (2) 代理人による手続であって代理権を証する書面（以下「委任状」という。）の添付がないとき又は委任状に記載してある本人の氏名が異なるとき及び印鑑が当初のものと異なるときなどは、無権代理とみなされる。
 - (3) この場合は、補正を命じ正しい委任状を提出させ（→21—00）、正しい委任状が提出されたときに本人の追認がされたこととなる。
 - (4) もし、追認がされなかったときは、決定をもってその手続を却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、→21—03の一覧表）。

（改訂H14.10）